

平成30年度（平成29年度対象）

教育委員会における事務の管理及び
執行の状況の点検・評価結果報告書

平成30年8月
北茨城市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会における事務の点検・評価制度の概要

- 第1項 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の実施について・・・1
- 第2項 北茨城市教育委員会における点検・評価の取組について・・・・・・・・・・2

第2章 教育委員会の活動状況

- 第1項 教育委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第2項 教育委員会の活動状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 教育委員会における事務の管理及び執行の状況の点検・評価の結果

- 第1項 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 第1節 幼児教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 第2節 義務教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - 第3節 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 第2項 生涯学習の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - 第1節 生涯学習の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - 第2節 スポーツ・レクリエーションの振興・・・・・・・・・・・・・・30

はじめに

北茨城市教育委員会におきましては、北茨城市教育目標を実現するため、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化などの分野で様々な施策に取り組んできたところでありますが、これらの施策を充実させるうえで、各施策の進捗状況や市民の皆様及び関係者の意見を踏まえることは重要なことでもあります。

このようなことから、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、市民に公表することを実施しております。

点検・評価にあたっては、昨年度に引き続き、教育委員会が取り組んだ施策の進捗状況等について、教育に関し学識経験を有する方々のご意見を頂き、客観性の確保に努めたところであります。

教育委員会といたしましては、この点検・評価結果を通じ、施策の一層の充実を図る所存でありますので、皆様にはこの報告書をご覧いただき、教育委員会の取り組みに対するご意見をお寄せいただくとともに、更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成30年8月

北茨城市教育委員会

第1章

教育委員会における事務の 点検・評価制度の概要

第1項 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の実施について

○根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成20年4月施行）が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行うことが義務付けられたことにより実施する。（本年度で11年目）

○目的

事務の点検・評価は、同法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、議会への提出と公表を行い市民への説明責任を果たすことを目的とする。

○対象事業

教育委員会が前年度（平成29年度）実施した学校教育の充実や生涯学習の振興など主要な事務事業（継続・新規）を対象とする。本年度は、前年からの継続事業23事業、新規事業2事業について実施した。

○学識経験者の知見の活用

教育委員会事務局が行った点検・評価（自己評価）の結果について、市教育委員会事務事業評価懇談会設置要項に基づき会議を開催し、選任した学識経験者3名から意見を聴取した。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）]

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2項 北茨城市教育委員会における点検・評価の取組について

1 点検・評価の対象となる事業

教育委員会の主要な事務事業を点検・評価の対象とする。

2 対象となる期間

平成29(2017)年度とする。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 教育委員会における点検・評価

点検・評価の実施にあたり、教育委員会では、対象となる事業の進捗状況や成果を明らかにするとともに、今後の取組や改善点等を取りまとめる。

(2) 学識経験を有する者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、事務局による点検・評価の結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設け、事業の着実な実行や改善につながる評価に努める。

[学識経験を有する者]

※敬称略

氏 名	備 考
山 名 玲 子	塾講師、元市教育委員長
宇 佐 美 克 彦	元市職員
渡 邊 あ け み	幼稚園副園長、元石岡小学校長

4 点検・評価結果の公表等

市教育委員会における点検・評価終了後、その結果を取りまとめた報告書を北茨城市議会へ提出するとともに、報告書を市民へ公表する。

第2章

教育委員会 の 活動状況

第1項 教育委員会について

教育委員会は、教育長と4人の委員により構成されている。教育長は人格が高潔で、教育行政に関して識見を有するもののうちから、教育委員は人格が高潔で教育、学術及び文化等に関する識見を有するもののうちから、市長が市議会の同意を得て任命する。

北茨城市教育委員会委員 [平成30年3月31日現在]

職名	氏名	任期
教育長	豊田 健司	平成29年12月26日～平成32年12月25日
教育長職務代理者	沼田 昇平	平成28年10月1日～平成32年9月30日
委員	佐藤 厚	平成26年12月16日～平成30年12月15日
委員	鈴木 君伊	平成27年12月20日～平成31年12月19日
委員	渡邊 昭吉	平成29年4月4日～平成33年4月3日

第2項 教育委員会の活動状況について

定例会、臨時会など、平成29年度における本市教育委員会の主な活動状況は、次のとおりである。

開催日	出席委員数	件名
平成29年4月26日	5名	[議案] 専決処分の承認を求めることについて ・平成29年度教育費4月補正予算要求について
平成29年5月25日	5名	[議案] 専決処分の承認を求めることについて ・北茨城市立図書館協議会委員の任命について ・北茨城市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について ・平成29年度教育費6月補正予算要求について
平成29年5月26日	3名	[研修等] 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会

開催日	出席委員数	件名
平成 29 年 5 月 30 日	5 名	[研修等] 市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会
平成 29 年 6 月 28 日	5 名	[議案] 北茨城市奨学資金支給要綱について [議案] 北茨城市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
平成 29 年 7 月 20 日	5 名	[議案] 平成 30 年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校特別支援学級知的障害者用教科用図書の採択について
平成 29 年 8 月 17 日	5 名	[議案] 専決処分の承認を求めることについて ・平成 29 年度教育費 9 月補正予算要求について [議案] 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について
平成 29 年 8 月 31 日	5 名	[研修等] 茨城県市町村教育委員会研修会
平成 29 年 9 月 28 日	5 名	[選挙] 北茨城市教育委員会委員長の選挙について [選挙] 北茨城市教育委員会委員長職務代理者の選挙について [議案] 専決処分の承認を求めることについて ・北茨城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ・北茨城市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ・北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ・北茨城市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
平成 29 年 10 月 19 日	5 名	[議案] なし
平成 29 年 11 月 8 日 ～ 9 日	5 名	[研修等] 市町村教育委員会研究協議会
平成 29 年 11 月 16 日	5 名	[議案] 専決処分の承認を求めることについて ・平成 29 年度教育費 12 月補正予算要求について

開催日	出席委員数	件名
		<p>[議案] 北茨城市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>[議案] 北茨城市障害児就学指導委員会条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市歴史民俗資料館の指定管理者の指定について</p> <p>[議案] 北茨城市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について</p>
平成 29 年 12 月 21 日	5 名	<p>[議案] 専決処分の承認を求めることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度教育費 12 月補正予算（追加）要求について ・北茨城市スポーツ施設の指定管理者の候補者の選定について <p>[議案] 北茨城市就学援助規則の一部を改正する規則について</p>
平成 29 年 12 月 26 日 （臨時会）	5 名	<p>[報告] 教育長職務代理者の指名について</p> <p>[報告] 新教育委員会制度施行について</p>
平成 30 年 1 月 18 日	5 名	<p>[議案] 専決処分の承認を求めることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度教育費当初予算要求について
平成 30 年 2 月 15 日	5 名	<p>[議案] 専決処分の承認を求めることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度教育費 3 月補正予算要求について <p>[議案] 北茨城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p>
平成 30 年 3 月 15 日	5 名	<p>[議案] 平成 30 年度定期人事異動に伴う校長の任免の内申について</p> <p>[議案] 北茨城市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>[議案] 北茨城市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p>

開催日	出席 委員数	件名
		<p>[議案] 北茨城市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市雨情の里スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市立学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 視聴覚教育指導員の委嘱について</p> <p>[議案] 社会教育指導員の委嘱について</p> <p>[議案] 北茨城市青少年センター特別青少年相談員の委嘱について</p> <p>[議案] 学校評議員の委嘱について</p> <p>[議案] 北茨城市幼児教育相談員の委嘱について</p> <p>[議案] 適応指導教室指導員の委嘱について</p>
平成 30 年 3 月 30 日 (臨時会)	5 名	<p>[議案] 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事について</p> <p>[議案] 北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について</p> <p>[議案] 北茨城市視聴覚ライブラリー規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について</p> <p>[議案] 北茨城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>[議案] 北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について</p>
<p>[平成 29 年度 教育委員会の会議開催状況]</p> <p>1 開催回数 14 回 (定例会 12 回 臨時会 2 回)</p> <p>2 議案件数 37 件</p> <p>3 専決件数 14 件</p> <p>4 選挙 2 件</p> <p>5 報告 2 件</p>		

第3章

教育委員会における事務の管理及び執行の状況の点検・評価の結果

第1項 学校教育の充実

第1節 幼児教育の充実

1 幼稚園就園奨励事業

(1) 事業の概要

幼稚園に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、各世帯の所得状況に応じて補助金を交付し、入園料及び保育料の軽減を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
補助金の交付対象園児数	18人	就園奨励費補助金の受給対象となった園児数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

子ども・子育て支援新制度の開始により、補助対象園児数は減少しているが、保護者の経済的負担の軽減に一定の成果を上げることができた。新制度に移行しない私立幼稚園の利用者は新制度の保育料軽減の対象外であるため、引き続き必要な事業である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

子育て世代の保護者への支援は重要であり、保護者の経済的負担の軽減が図られていることから、継続が必要である。

第2節 義務教育の充実

1 外国語指導助手設置事業

(1) 事業の概要

中学校外国語（英語）教育と小学校外国語活動等の授業に外国語指導助手（ALT）を派遣し、英語教育、国際理解教育の充実及びコミュニケーション能力の育成と素地を養う。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
1学級あたりの訪問時数	中：106H 小：30H	外国語指導助手による1学級あたりの訪問時数
外国語指導助手の人数	5人	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

グローバル化が進み、外国語の授業や国際理解教育においてALTとの学習が強く求められている。民間から採用した5名のALTを中学校区に1名ずつ配置し、中学校での英語学習の充実、小学校での外国語活動・国際理解教育を推進することができた。今後は、小学校外国語の教科化に向け増員が必要である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

外国語指導助手の人数を増やしたことは評価できる。小学校外国語の教科化に向けて、更なる増員と併せて質の向上を望む。

第2節 義務教育の充実

2 大学との連携による体育の活性化事業

(1) 事業の概要

筑波大学と連携して体育科授業の実践研究を行うとともに、その様子を録画分析したものを市内の教職員が閲覧できるシステムを構築して活用する。また、部活動において専門講師を招いた実技研修会を行うことにより指導力向上を図り、意欲的に体育・スポーツに取り組む児童・生徒の育成と体力向上を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
体力テスト判定 A 及び B の割合	65%	体力テスト判定 A 及び B の児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数
講師による研修会開催数	11 回	体育科授業研修会及び部活動実技研修会 等の開催数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

体育・スポーツを通して児童・生徒の体力と心のたくましさを育くむために、体育科授業と部活動の質の向上を図る必要がある。講師を招いて体育科授業研修会や部活動研修会を行い、映像配信することで、より多くの教員が指導内容を共有でき、指導力の向上に有効である。体力テストでは、学校間の差がややあるものの着実に向上している。一方で、映像活用は十分ではないので、教職員への周知を引き続き図っていく。

(4) 有識者の主な意見・要望等

前年度に引き続き映像活用が十分に行われていないため、教職員向けの研修会を開催し、活用方法の理解を深める取組み等により、更なる利用促進を望む。児童・生徒の体力向上のため、今後も内容の充実、向上を望む。

第2節 義務教育の充実

3 スクールソーシャルワーカー活用事業

(1) 事業の概要

スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、学校生活に問題を抱える児童・生徒の支援や関係機関等との調整を行うことにより、諸問題の改善と学校の問題解決力向上を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
生活改善率	44%	改善した児童・生徒数÷支援を受けた児童・生徒数
学校への派遣回数	29回	派遣を希望する学校への派遣回数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

家庭環境に課題を抱える児童・生徒の問題行動が増加しており、その解決には、家庭、学校関係者が協働して取り組むことが必要である。社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣することにより、家庭への働きかけや関係機関等との連携が進み、問題の改善や家庭との信頼関係構築に効果を上げている。

また、対策会議や研修会を通して学校の問題解決力の向上が図られ、他の児童・生徒への支援や問題の未然防止にも良い影響を与えている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

家庭環境に課題を抱えている児童・生徒の問題解決には、学校・家庭・関係機関との連携が大切であるが、その際に専門知識を有するスクールソーシャルワーカーの果たす役割は重要である。学校からの支援要請に迅速かつ適切に対応できるよう、拡充を望む。

第2節 義務教育の充実

4 郷土愛を育む学校づくり事業

(1) 事業の概要

児童・生徒の郷土に対する愛着と誇りを育むために、各学校における地域と連携した特色ある体験活動の推進、充実を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
地域と連携した体験活動を行った回数	62回	
地域と連携した体験活動を行った学校数	16校	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

現在の社会情勢のなかで、郷土に対する愛着と誇りを育むことは、市の宝である児童・生徒の教育には必要である。各学校が地域住民等の協力を得て特色ある体験活動を実施している。今後は、各学年の児童・生徒が活動できるものを考えていく必要がある。

(4) 有識者の主な意見・要望等

児童・生徒が郷土への誇りや愛情を育むことは、ひとりの人間としての矜持を形成することにもつながる。今後も、様々な切り口で、「郷土愛プログラム」を企画し、体験活動がより一層充実することに期待したい。

第2節 義務教育の充実

5 学校トイレ洋式化改修事業

(1) 事業の概要

和式トイレの使用が困難な児童・生徒のため、洋式トイレが設置されていない小中学校を対象に、洋式トイレの整備を進める。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
小中学校トイレ洋式化率	67.7%	洋式トイレ数÷トイレ総数
洋式トイレ設置箇所数	26 か所	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

和式トイレになじめない低学年児童や怪我等により和式トイレの使用が困難な児童・生徒が、安心して学校生活を送れるよう洋式トイレの設置が望まれているところである。

学校の要望を受けて改修場所を選定するなど、現場に配慮しつつ、洋式トイレへの改修を進め、平成29年度は26箇所を整備したことにより、ほとんどの学校において洋式化2/3整備を達成することができた。

(4) 有識者の主な意見・要望等

家庭環境に近いトイレならば、利便性・快適性が図られる。目標は十分に達成されたといえるが、今後も学校施設の充実のため、更なる設置に努めて欲しい。

第2節 義務教育の充実

6 小学校教育用コンピュータ整備事業

(1) 事業の概要

文部科学省の第2期教育振興基本計画のICT整備目標に向け教育用コンピュータを設置・整備し、児童の高度情報化社会に必要な資質を養い、情報教育の充実を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
児童1人1台の教育用パソコンが整備された学校数	11校	パソコン教室内に児童1人1台のパソコンが整備されている学校数
小学校に配置された教育用パソコンの台数	595台	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

文部科学省の第2期教育振興基本計画の目標に向けた環境整備であり、児童がコンピュータを道具として活用できる能力や情報を活用できる能力の育成に資するものである。児童1人にパソコン1台の環境に加え、校内LANとタブレットPC（各校25台）が整備された。機器及びソフトの進化等に対応するため、リース方式により定期的な入替えを行っている。今後は、これらを有効活用するため、授業支援ソフトやOA投影機器（電子黒板、テレビ等）等の整備が必要となる。

(4) 有識者の主な意見・要望等

目標とする台数整備は達成されたので、今後は、パソコンやタブレットが授業の中で有効活用できるよう、指導教員の充実や研修の充実に期待したい。

第2節 義務教育の充実

7 中学校教育用コンピュータ整備事業

(1) 事業の概要

文部科学省の第2期教育振興基本計画のICT整備目標に向け教育用コンピュータを整備し、情報教育の充実を図ることにより、生徒の高度情報化社会に必要な資質を養う。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
生徒1人1台の教育用パソコンが整備された学校数	5校	パソコン教室内に生徒1人1台のパソコンが整備されている学校数
中学校に配置された教育用パソコンの台数	325台	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

文部科学省の第2期教育振興基本計画の目標に向けた環境整備であり、生徒がコンピュータを道具として活用できる能力や情報を活用できる能力の育成に資するものである。生徒1人にパソコン1台の環境に加え、校内LANとタブレットPC（各校20台）が整備された。機器及びソフトの進化等に対応するため、リース方式により定期的な入替えを行っている。今後は、これらを有効活用するため、授業支援ソフトやOA投影機器（電子黒板、テレビ等）等の整備が必要となる。

(4) 有識者の主な意見・要望等

目標とする台数整備は達成されたので、今後は、パソコンやタブレットが授業の中で有効活用できるよう、指導教員の充実や研修の充実に期待したい。

第2節 義務教育の充実

8 学校施設屋上防水改修事業

(1) 事業の概要

校舎屋上防水の経年劣化等による雨漏り等を未然に防ぎ、既存施設の保全を図るため張り替えを行う。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
屋上防水改修実施学校数	5 校	(改修が必要な学校 5 校)
屋上防水改修の発注件数	1 件	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校の屋上防水は耐用年数を大きく経過した状況であり、学校の健全な保全のために必要な事業である。学校の長寿命化を図る観点からも有効であり、学校施設の環境整備に寄与するものである。平成29年度で屋上防水の改修工事を完了したが、築年数が古くなれば、新たに経年劣化等により防水工事が必要となってくるため、現場を精査し、そのつど長期的な計画を立て、雨漏れを未然に防ぎ、既存施設の保全を図ることが必要である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

経年劣化は不可抗力のものであるが、今後も引き続き学校施設の安全の確保に努めて欲しい。

第2節 義務教育の充実

9 関南小学校校舎改築事業

(1) 事業の概要

耐震性がなく老朽化が進んだ学校施設について校舎等の改築を行い、良好な学習環境の維持を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
関南小学校校舎改築工事の進捗率	100%	起工額÷総事業費

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

本事業は、耐震性のない施設の改築を行うものであり、学校施設は緊急時の避難所にもなることから、必要性が高い事業である。学校敷地内に建設したため学校生活に支障はあったものの、学校との連携を密にして円滑に事業を推進し、事業を計画どおり完了することができた。

(4) 有識者の主な意見・要望等

狭い敷地内での建て替え工事のため、児童たちの学校生活に多少の支障はあったものの、目標は十分に達成したと言える。これにより、素晴らしい教育環境が構築され、日々有意義な活動が展開されていると思う。

第2節 義務教育の充実

10 学校プール改修事業

(1) 事業の概要

各小中学校のプールにおいて、経年変化による壁面等の劣化により水泳学習に支障をきたしているため、塗装改修し学習環境の改善を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
プール改修の発注件数	2 件	平成29年度までに9校改修実施済 (改修が必要な学校10校)

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

プールの壁面等が経年劣化により粗面になっており、使用する児童・生徒の擦り傷等の危険性がある。また、槽外への漏水等を防止するためにも必要な事業である。プール水が防火用水にもなっていることから、水の入替えに合わせて実施することによりコスト縮減を図っている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

老朽化による修繕に並行して今後も点検を継続して実施し、安心・安全な学校施設の整備に努めて欲しい。全校の早期改修終了を望む。

第2節 義務教育の充実

1.1 磯原中学校改修事業

(1) 事業の概要

耐久度調査の結果、危険改築に認定された老朽化した校舎等があり、また、機能面においても良好な状況とはいえないため、適切な学習環境を確保するために、平成33年度4月の開校を目指し移転改築を行う。平成29年度については用地取得をする。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
磯原中学校建設工事の進捗率	4.7%	起工額÷総事業費

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

義務教育の場である学校施設の安心・安全な環境構築のため、早急に移転改築を実施する必要がある。平成29年度に実施した用地取得については不動産鑑定業務を実施し、適正な価格で買収を行っている。今後は、工事発注に向けて基本・実施設計を行っていく。

(4) 有識者の主な意見・要望等

生徒の利便性・快適性の向上を図るため、教育現場の意見を反映させる工夫や、開校後のメンテナンス費用の軽減に考慮した設計を望む。

長年にわたる懸念事項であった改修事業がようやく動き始めた。学校再編問題等も抱えているが、開校については、最良な形になることを望む。今後も計画的に目標達成を目指して欲しい。

第2節 義務教育の充実

12 学校図書館図書整備事業

(1) 事業の概要

児童・生徒の読解力の向上を図るとともに豊かな心を育成するため、学校図書館において、新規図書の購入などにより学校図書館の充実を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
標準的な図書冊数を有する学校数	16校	文部科学省が定めた小中学校の標準的な図書冊数を有する学校数
新規購入した図書の冊数	3,171冊	市内小中学校が新規購入した図書の総冊数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校図書館については、平成19年度から文部科学省の施策による「新学校図書館図書5か年計画」が開始され、平成24年度には新たに「学校図書館図書5か年計画」が定められて、計画的な図書の整備とその充実が求められているところである。

本市では、このような点を踏まえ、計画的に図書整備を進めた結果、全ての小中学校で標準的な図書冊数を達成することができた。

図書冊数を維持しながら、児童生徒が正しい情報に触れるため、図書の買い替えを進める。

(4) 有識者の主な意見・要望等

全ての学校に標準的な図書冊数を確保できたことは素晴らしいが、活用が伴われるよう努めて欲しい。今後も、児童・生徒一人一人の読書意欲の向上を目指し、十分な予算措置と整備の推進に努められたい。

第2節 義務教育の充実

13 子ども議会事業

(1) 事業の概要

学校教育の一貫として、子どもたちが市政に対する疑問や提案を通じて、地方自治体の運営の仕組みを体験的に理解し、政治への関心を深めて、将来の市のまちづくりの一端を担う人材を育成するとともに、子どもたちの提案を市のまちづくりに反映させる。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
子ども議員の人数	22人	市内の小学校5・6年生、中学校1・2年生から選ばれた子ども議員の人数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

子どもたちが自分の市の姿をよく見つめ、市に対する自分の疑問を質問・提案を行うことにより、市政への関心や郷土愛の醸成につながっている。また、行政や議会の仕組みを学ぶことを通じて政治を身近に感じることができるとともに、まちづくりに進んで参画しようとする意欲を高めることができる。

子どもたちの提案については、将来のまちづくりや学校の教育環境整備に反映させている。今後も、子どもたちが自分の意思を表現し、行政の役割を学ぶ場として、引き続き子ども議会を実施する。

(4) 有識者の主な意見・要望等

「子ども議会」という発想自体がとても面白い。子どもたちが、子どもならではの発想と視点を生かし、自分たちの住む地域をより良い地域にしようと活動することは重要である。また、学校での「生活者」としての子どもの着眼点が大切である。

児童・生徒にとっては、自分たちの提案が市の政策に反映されるなど、政治を身近に感じることができる貴重な体験の場となっている事は評価したい。

第2節 義務教育の充実

14 就学援助事業

(1) 事業の概要

経済的理由のため就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を交付することにより義務教育の円滑な実施を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
就学援助対象児童及び生徒	314 人	就学援助費支給対象児童及び生徒

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

保護者の経済的負担を軽減するため児童・生徒に学用品費や給食費等を援助することにより、義務教育の機会均等を図っている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

一部で公平性を欠くような対象者も見受けられるように感じるが、認定基準を基に公平・公正な審査を行い、対象となっている児童・生徒には手厚い支援が必要と考える。

教育の機会均等に寄与するため、漏れのない支援の継続を望む。

第2節 義務教育の充実

15 学校給食提供事業

(1) 事業の概要

児童・生徒の心身の健全な発達に資するため学校給食を提供し、児童・生徒の栄養の改善及び健康の増進を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説（算定式）
栄養士等の食に関する指導訪問の回数	47回	食に関する指導のため、学校給食センター栄養職員及び栄養教諭が小中学校に訪問した回数
学校給食提供学校数	16校	学校給食を提供している市内小中学校の数

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校給食は、児童・生徒の栄養の改善及び健康の増進を図るために提供されるものであり、本市では効率的なセンター方式を採用している。栄養指導訪問を各学校と連携しながら実施し、望ましい食習慣の形成と健康増進に一定の成果を上げることができた。地場産品を多く利用した献立により児童・生徒の食への関心を高め、食育への理解を推進する。施設の老朽化については、現施設の修繕を行いながら、施設の適正規模や運営方法の検討と併せ、施設移転・改築についても検討し、更新計画を進めていく。

(4) 有識者の主な意見・要望等

地場産品の活用による地域性の高い献立づくりにも、努力されているが、更なる工夫改善を進めて欲しい。自分の学校で栽培・収穫した作物を食材として使用することは、自ずと生産者に対する感謝の思いが生まれることもあり、素晴らしい取組みだと思う。

栄養士や栄養教諭の学校訪問指導によって、児童・生徒の食への関心の向上を図ることができ、十分な成果を上げたと思う。引き続き、各校への訪問回数を増やすなど取り組んで欲しい。

老朽化した施設においては、衛生管理に十分留意され、安心・安全な学校給食の提供を望む。

第3節 特別支援教育の充実

1 特別支援教育支援員配置事業

(1) 事業の概要

発達障害又はそれに準ずる障害を有する児童・生徒が、適切な教育を受けられるように特別支援教育支援員を配置し、日常生活の介助や学習活動上のサポートを行うことにより、特別支援教育の充実を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
特別支援教育支援員の人数	22 人	特別支援教育支援員の配置数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

小中学校においては、発達障害又はそれに準ずる障害を有する児童・生徒が、障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、適切な教育的支援及び支援体制を整備することが求められている。

今後も、障害の有無に関わらず児童・生徒が同じ学級で学ぶ教育、いわゆるインクルーシブ教育や発達障害の児童・生徒に対応していくため、必要な学校に支援員の配置を進める。

(4) 有識者の主な意見・要望等

障害等のある児童・生徒の学習支援・生活支援に大変有用な事業と考えられる。また、インクルーシブ教育や発達障害の児童・生徒が増加傾向にあるならば、支援員の増員、併せて、支援員の質の向上を目指した研修の充実を望む。

第2項 生涯学習の振興

第1節 生涯学習の振興

1 芸術によるまちづくり事業

(1) 事業の概要

旧富士ヶ丘小学校の跡地を活用して芸術家が創作活動を行える場所に整備し、文化振興と地域活性化を図る。

平成30年度からの施設の運用に向けた準備段階として、ワークショップや講座を開催し、事業の方向付けと気運醸成を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
実施講座の参加人数	261人	
陶芸講座の開催回数	20回	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

本事業は、学校の跡地を利用した地域活性化のために必要な事業であり、芸術に触れる機会を提供する文化振興事業や創作活動の機会を提供する生涯学習などさまざまな事業と連携したものである。平成29年度で施設整備が終了した。平成30年度からの施設運用の準備段階として陶芸講座を開催したが、多くの参加者を集めることができ、一定の成果を上げることができた。

(4) 有識者の主な意見・要望等

平成30年度からの施設の運用に向けた準備段階としては一定の成果を上げたとして評価する。施設運用後も、平成29年度と同様に、開催する講座に多くの参加者を集められることに期待したい。

第1節 生涯学習の振興

2 公民館活動事業

(1) 事業の概要

公民館において、市民のために、実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
公民館活動事業参加者数	970 人	全ての公民館における学級・講座の参加者数
公民館事業における講座開設数	29 講座	全ての公民館における講座数

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

多様化する社会環境を踏まえ、市民の教養を高めることが期待される中、各公民館において様々な講座を開設している。公民館活動事業の参加者は前年度より減少しているものの一定の成果を上げている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

心身ともに健康的な生活を送るために公民館活動は重要であり、特に高齢者の引きこもりを解決する有効な手段である。

各公民館では様々な事業を開催し、広く市民に開放されているが、講座参加者人数が減少している要因として、マンネリ化が考えられるのではないかと。

市民の学習ニーズを的確に把握し、誰でも気軽に参加できる魅力的な教室・講座の企画・実施に取り組んで欲しい。

第1節 生涯学習の振興

3 市民大学運営事業

(1) 事業の概要

市民が心豊かに充実した生活を送ることができるよう学習機会を総合的・体系的に提供し、人づくり・まちづくりの推進を図るため、北茨城市民大学を運営する。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
市民大学講座参加人数	129 人	市民大学の開催講座の参加人数
市民大学における開設講座数	8 講座	

(3) 教育委員会における点検・評価結果 (必要性、有効性、効率性、公平性)

学習機会の充実への期待及び高度化・多様化する学習ニーズの高まりを踏まえ、アンケート結果等を基にして実践的で地域に関する講座を開催しているが、参加人数をみると全体的に減少傾向にあり、募集方法などに工夫が必要である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

受講者が定員の半数以下であるが、一方では「受講料が事業費の半分を占めている」としている。少ない受講者で事業費を担いきれているのか疑問である。

講座のテーマが市民のニーズと合致しているか検証が必要であるとした、昨年度の評価内容が活かされていないようである。講座の企画に際しては、学生会だけに任せるのではなく、一般市民を対象とした外部サポーター制度を採用する等、新たな参加者の増加を目指して努力して欲しい。

第1節 生涯学習の振興

4 童謡文化の風おこし事業

(1) 事業の概要

野口雨情にかかわる童謡詩と俳句、二つの文学創作を通し児童・生徒の豊かな感性を育む機会とするとともに、野口雨情の心温まる童謡作品を、北茨城の遺産として市民自らが開催する音楽祭を通して将来の世代に引き継ぐとともに、雨情の里・童謡文化の魅力を広く発信し、地域振興に役立てることを目的に実施している。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
童謡作詞と俳句応募作品数	2,324点	
童謡作詞・俳句コンクール、雨情の里音楽祭の開催数	各1回	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

野口雨情の童謡作品は市の文化遺産であり、これらを将来世代に継承する取組は市にとって重要である。

地域文化を地域づくりに生かそうとする気運も高まっており、多くのボランティアの協力と多くの来場者を得ている。今後は、演出方法を変える等の工夫改善が必要である。

(4) 有識者の主な意見・要望等

「毎年同じような感じ」をマンネリ化と見るか、定着化と見るかで評価が分かれるが、音楽祭の午後の部では、市民が少しでも多く参加できるような工夫改善が見られたことを評価したい。

各コンクールの受賞作品等の扱い方を工夫し、市民の意識の定着を図りたい。また、野口雨情にとどまらず、童謡全体に目を向け、幅広い世代に広め伝えていけるように望む。

事業内容の見直しもさることながら、事業自体の見直しを視野に入れてはどうか。

第1節 生涯学習の振興

5 ヒロシマで学ぶ平和への旅事業

(1) 事業の概要

小学生を対象に、原爆被害を受けた広島を訪れ、平和記念式典に参列し、遺構や遺品を見ることにより、戦争と平和について考える機会を持ち、豊かな人間性を培い、将来の人間形成の糧になるような体験をさせる。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
ヒロシマで学ぶ平和への旅 参加者数	79人	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

小学生に平和学習の場を提供し、参加者の感想文からは平和の大切さを学んだ跡がみられた。平成26年度からは、平和祈念式典へ参列し、豊かな人間性を育て、将来の人間形成のために一定の成果を上げている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

80人もの子どもたちのヒロシマ派遣は、他市町村でも例を見ない規模であり誇れる事業である。引率する職員の尽力には敬意を表すが、協力員として一般人の応募が少ないことについては一考を要する。

児童にとって大変貴重な体験ができる事業であり、より多くの児童が体験できるよう今後も継続を望む。

第1節 生涯学習の振興

6 図書館管理運営事業

(1) 事業の概要

生涯学習の拠点として市民の文化的要望に応えるため、図書資料の選定受入、貸出返却、読書相談及び参考資料相談等の業務を推進する。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
蔵書回転率	1.64 回	貸出冊数÷蔵書冊数
蔵書貸出冊数	260,003 冊	

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

市立図書館は市民の要望により設置されたものであり、生涯学習の振興に不可欠な施設である。幅広い分野の資料を収集、整備することにより市民の知的欲求に答えることができている。

資料の企画展示や講座などを開催し、利用者の増につなげている。また、近隣の学校や図書館サポーターの協力を得ながら生涯学習の拠点として情報発信に取り組んでいる。

(4) 有識者の主な意見・要望等

今や、市民の知的欲求を満たす重要な拠点になった。目標も達成しており、多様なサービスが提供されている。また、子どもたちの教育に大いに役に立っていることもあり、評価に値する。今後も幅広い分野の資料の収集・整備を行い、更なる利用者の増加を図られたい。

小中学生が土日にもっと利用できるよう、交通機関との連携を検討されたい。

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

1 学校施設開放事業

(1) 事業の概要

市における社会教育及び社会体育の普及のため、学校施設及び設備を一般市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動を推進する。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
施設開放利用者数	80,428 人	
施設開放学校数	15 校	市内全小中学校が施設開放を実施

(3) 教育委員会における点検・評価結果（必要性、有効性、効率性、公平性）

学校施設の有効活用を図る点や市民の要望に応える点からも必要な事業として、本事業に積極的に取り組んでいる。申請団体のほとんどが施設利用可能となっており、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として有効活用が図られている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

市民の健康維持・増進や地域スポーツの振興に十分活用されている。

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

2 市民各種大会開催事業

(1) 事業の概要

各種スポーツ・レクリエーション大会を、市又は市が補助金を交付する北茨城市体育協会が開催し、市民に健全なスポーツ・レクリエーションの機会を提供することにより、市民の健康増進、市民間の親睦及び地域スポーツの振興を図る。

(2) 平成29年度における取組状況

指 標 名	実 績	解説 (算定式)
各種競技大会等の参加者数	6,042 人	市主催大会等 1,587 人
		市体育協会主催大会等 4,332 人
		教室等 123 人
各種競技大会等の開催数	44 回	市主催大会等 10 回
		市体育協会主催大会等 32 回
		教室等 2 回

(3) 教育委員会における点検・評価結果(必要性、有効性、効率性、公平性)

各種スポーツ・レクリエーション大会を開催することにより、市民の健康増進及びスポーツの振興を図る必要性は高い。各競技団体が大会運営を主管することにより、円滑な実施と組織力強化に寄与している。市民が積極的に参加できる大会・スポーツ教室等を実施しており、定着した事業となっていることから十分に成果を上げている。

(4) 有識者の主な意見・要望等

各種大会が盛大に実施され、市民の健康増進等に大いに役立っていると思う。今後も積極的に事業を展開・推進して欲しい。

さらに幅広い年齢層が参加できるよう、競い合うばかりではなく、身体を動かす喜びや、参加者同士のコミュニケーションを楽しめるような企画も期待したい。